

### Ⅲ 財政健全化への取り組み

#### 1 改革の計画期間

平成24年3月に策定した「福岡県行政改革大綱」を踏まえ、改革の計画期間を平成26年度から平成28年度までとする。

#### 2 改革の方針

- (1) 計画期間の終了年度である平成28年度までに、財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政運営を実現する。
- (2) 安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するために必要な社会資本整備を着実に進める一方、通常債残高を毎年度確実に減少させる。

その結果、平成28年度末における通常債残高を平成24年度に比べ550億円程度圧縮する。

#### 3 改革措置の内容

今後、上記の方針に基づき、以下のとおり改革措置を講じる。具体的な改革措置の内容については、各年度の予算編成を通じて決定する。

なお、消費税率（国・地方）が10%へ引き上げられた場合の影響や財政健全化の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて追加の改革措置を検討する。

##### (1) 人件費の抑制

より簡素で効率的な行政運営を行うため、平成24年度から平成28年度までの5年間で、知事部局で300人、教育委員会の事務部門で60人、合わせて360人を削減するなど定員管理の適正化を図るとともに、給与構造改革の経過措置（現給保障）や持家手当の廃止など給与水準の見直しを図る。

##### (2) 事務事業の見直し

計画・実施・評価・改善（PDCA）の徹底及び行政評価の活用を行うとともに、費用対効果の測定により必要性や効果の低い事業については廃止するなど、事務事業の抜本的な見直しを行う。

##### (3) 社会保障費の増加の抑制

福岡県医療費適正化計画（第2期：平成25年度～平成29年度）に基づき生活習慣病の予防やサービス利用の適正化を図る。特定健診の推進によるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少、在宅医療の充実等による平均在院日数の短縮、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進による患者負担の軽減及び医療費の適正化を図る。

#### (4) 建設事業の重点化

安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するため、ダム、河川などの社会資本整備を着実に進める。

なお、橋りょう、漁港、下水道などの公共土木施設について、引き続き長寿命化計画による維持管理等を行うとともに、県有施設・県立学校等の県有建築物については、長寿命化の視点から、計画的な改修・建替えを行っていく。

一方で、財政規律の観点から、国直轄・補助事業から県単独事業までの公共事業全体の規模を勘案し、県単独公共事業費について、平成27年度及び平成28年度において5%程度の抑制を行い、通常債残高を縮減する。

(注) 抑制の実施については、各年度の予算編成段階において、景気・雇用情勢及び公共事業全体の規模等を勘案した上で判断する。

#### (5) 財政収入の確保

県税の確保対策の強化、公社等外郭団体からの基本財産の返戻、ふくおか会館敷地の定期借地方式による貸付、未利用県有地の計画的売却等により、財政収入の確保を図る。

上記の取組みによる、平成26年度から平成28年度までの改革効果額。

(1) 人件費の抑制	約 100 億円
(2) 事務事業の見直し	約 330 億円
(3) 社会保障費の増加の抑制	約 15 億円
(4) 建設事業の重点化	約 15 億円
(5) 財政収入の確保	約 160 億円

---

合 計	約 620 億円
-----	----------

## 【 改革効果と財源不足への対応 】

(単位：億円)

年 度	26年度	27年度	28年度	合 計
<b>改革措置前の財源不足額 ①</b>	<b>△ 156</b>	<b>△ 175</b>	<b>△ 190</b>	<b>△ 521</b>
人 件 費 の 抑 制	(18) 18	(20) 35	(10) 45	(48) 98
事 務 事 業 の 見 直 し	(55) 55	(55) 110	(55) 165	(165) 330
社 会 保 障 費 の 増 加 の 抑 制 (第2期医療費適正化計画)	(5) 5	(5) 5	(5) 5	(15) 15
建 設 事 業 の 重 点 化	(-) -	(5) 5	(5) 10	(10) 15
財 政 収 入 の 確 保	(57) 57	(50) 50	(55) 55	(162) 162
<b>改 革 効 果 計 ②</b>	<b>(135) 135</b>	<b>(135) 205</b>	<b>(130) 280</b>	<b>(400) 620</b>
<b>政 策 課 題 対 応 枠 ③</b>	<b>(25) 25</b>	<b>(25) 50</b>	<b>(25) 75</b>	<b>(75) 150</b>
<b>改革措置後の財源不足額 ④=①+②-③</b>	<b>△ 46</b>	<b>△ 20</b>	<b>15</b>	

※ 改革効果額の上段 ( ) 書きは、単年度の効果額である。

改革の推進(上表②欄)により、各年度見込まれる財源不足額(上表①欄)の圧縮を図るとともに、政策課題対応(上表③欄)に必要な財源を確保する。

その結果として、平成26年度及び平成27年度に見込まれる改革措置後の財源不足額(上表④欄)については、財政調整基金等三基金の取崩しにより対応する。

## 4 今後3年間の収支見通し

### (1) 改革措置を踏まえた収支見通し

(単位：億円)

区 分	26年度		27年度		28年度		
		前年比		前年比		前年比	
歳出	人件費	4,893	△ 69	4,885	△ 8	4,870	△ 15
	退職手当	459	△ 27	480	21	500	20
	社会保障費	2,953	102	3,055	102	3,165	110
	投資的経費	2,105	7	1,955	△ 150	1,950	△ 5
	うち経済対策基金事業	192	△ 1	10	△ 182	0	△ 10
	行政施策費	2,449	△ 40	2,470	21	2,490	20
	公債費	2,125	72	2,190	65	2,270	80
	市町村交付金等	2,193	329	2,795	602	2,850	55
	計 (A)	16,718	401	17,350	632	17,595	245
歳入	県税等	6,397	516	7,570	1,173	7,900	330
	地方譲与税等	911	162	840	△ 71	690	△ 150
	地方交付税等	4,085	△ 122	3,920	△ 165	3,940	20
	国庫支出金	2,037	41	1,940	△ 97	1,960	20
	県債	1,139	△ 31	1,300	161	1,330	30
	うち退職手当債	162	△ 23	190	28	200	10
	その他	2,103	57	1,760	△ 343	1,790	30
計 (B)	16,672	623	17,330	658	17,610	280	
<b>財源不足額 (C)</b> <b>(B) - (A)</b>	<b>△ 46</b>		<b>△ 20</b>		<b>15</b>		

※ この見通しは、5ページの「今後3年間の収支見通し(改革措置を講じない場合)」に8ページの「改革効果と財源不足への対応」を反映させた試算であり、実際の予算編成においては、その時々<sup>々</sup>の経済情勢や財政事情に適宜対応させていくこととなる。

## (2) 財政調整基金等三基金残高の見込み

(単位：億円)

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
残 高	412	454	410	390	405

※ 平成24年度は決算額、平成25年度は決算見込、平成26年度は当初予算、平成27年度以降は改革措置後の収支見通しに基づき推計した額である。

※ 各年度の財源不足に対応するための取り崩し、運用益の積立を行った後の額である。

## (3) 県債残高の見込み（普通会計ベース）

(単位：億円)

年 度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度-24年度
残 高	残高増減	1,507	1,065	842	964	870	
	残 高	32,189	33,254	34,096	35,060	35,930	3,741
うち通常債	残高増減	247	△ 210	△ 234	△ 49	△ 50	
	残 高	23,213	23,003	22,769	22,720	22,670	△ 543

※ 平成24年度は決算額、平成25年度は決算見込、平成26年度は当初予算、平成27年度以降は改革措置後の収支見通しに基づき推計した額である。

## 5 地方分権改革の推進

地方分権改革を進めるに当たっては、国は国家の存立に関することなど国本来の役割に専念し、住民に身近な行政など内政に関することは、思い切って地方に任せることにより、地方の役割と責任を高め、地方が創意工夫を活かして効率的に行政を行えるよう、国と地方の役割分担を抜本的に見直していくことが必要である。

そのためには、国から地方への事務・権限の移譲を一層進めるとともに、地方が果たしている役割に応じた税財源の確保はもとより、地方が自ら税財源のあり方を決定できるよう、さらに地方分権を推進していくことが重要である。ついては、国に対し、次の事項について要請する。

### (1) 地方税源の充実強化と偏在の是正

国と地方の税源配分を国と地方の役割に見合った形に見直すとともに、地方消費税など地方税の充実確保を図ることにより、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

### (2) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額の確保等

社会保障関係費の自然増や社会保障制度改革に対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行い、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。